

徳島県規則第二十七号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年徳島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「が法第三条第三項第四号に適合するものであること」を削り、「次項において同じ。」の審査を受け、「を」以下同じ。）から法第三条第三項第四号に「に」、「別表第一」を「別表第一の(1)欄に掲げる畜舎等の区分に応じ、同表の(3)欄」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 省令第七十六条第一項の知事が必要と認める図書及び書類は、次に掲げる図書とする。

一 縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分が明示された配置図（発酵槽等に係るものを除く。）

二 指定確認検査機関が交付する特例畜舎等以外の認定畜舎等が法第六条第二項ただし書の規定に適合することを証する書類（当該書類の交付を受けた場合に限る。）

第六条中「省令別表第一及び別表第二に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面上の立面図」を「次の各号に掲げる畜舎等（発酵槽等を除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる図書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特例畜舎等 省令別表第一の(1)の項の(3)欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図及び二面以上の立面図（以下「付近見取図等」という。）

二 特例畜舎等以外の畜舎等 省令別表第二の(1)の項の(3)欄に掲げる付近見取図等

「☐ 飼養施設

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 飼養施設に付

☐ 堆肥舎

☐ 発酵槽等

☐ 堆肥舎に付随

☐ 堆肥舎に付随

☐ 発酵槽等を制

様式第一号中「☐ 飼養施設 ☐ 搾乳施設 ☐ 集乳施設 ☐ 堆肥舎」を

随する搾乳施設

随する集乳施設

随する貯水施設，水質浄化施設その他これらに類する施設

随する畜産業用倉庫

随する畜産業用車庫

に「☐ B構造畜舎等」を「

する畜産業用倉庫
する畜産業用車庫
御するための施設

」

☐ B構造畜舎等 ☐ 発酵槽等」に改める。
附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。